

茨市推第 233 号
令和2年5月6日

各地区連合自治会長の皆様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の休館等について（お知らせ）

日ごろから、自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和2年5月4日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が令和2年5月31日まで延長され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改正されました。

また、大阪府では、令和2年5月5日開催の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、「緊急事態措置」が改正され、引き続き、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛をはじめ、規模の大小や屋内・屋外を問わず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントの開催自粛が要請されています。

さらに、本市では、国・大阪府の決定を受けて、令和2年5月5日開催の第15回茨木市新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり、市公共施設の休館を令和2年5月31日（日）まで延長することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、大阪府の緊急事態措置において、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントの開催自粛要請の具体例として、地域行事も含まれているほか、本市の一部の地域からは、12月までの全ての地域行事を中止することや、地域行事の開催のための準備ができないために中止を検討しているとお聞きしていることから、改めて、地域の状況を十分に勘案していただき、地域行事等の開催の有無を検討していただきますようお願いいたします。

また、施設の休館等について、可能な範囲で単位自治会長の皆さまにお知らせいたしますようお願いいたします。